

ちぐさ保育園カノン千住園 重要事項説明書

R8.3.31 改訂

保育の提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	株式会社 ちぐさナーサリー
所 在 地	足立区梅田八丁目1-1-402
電 話 番 号	03-3848-0293
代表者氏名	代表取締役 片桐 将仁

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所 A型
施 設 の 名 称	ちぐさ保育園カノン千住園
施 設 の 所 在 地	足立区千住一丁目30番3号
連 絡 先	電話番号 03-3881-2783 FAX 03-3881-2783
管 理 者	諸田 浩子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	0歳児6人 1歳児6人 2歳児6人
開 設 年 月 日	令和3年4月1日
事 業 所 番 号	

3 事業所の目的・運営方針

ちぐさ保育園カノン千住園（以下「当事業所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当事業所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当事業所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3,419.52 m ²
	代替え公園	3,240.9 m ² 千住仲町公園を屋外における保育活動の場として使用します。
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 30階建ての3階
	延べ床面積	99.69 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
0歳児室	1室	19.84 m ²
1歳児室	1室	19.84 m ²
2歳児室	1室	13.92 m ²
調理室	1室	7.12 m ²
幼児用トイレ	1室	10.65 m ²
事務室(医務室兼)	1室	6.73 m ²

5 職員の設置状況

職種	員数	職務内容
管理者	1人	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
保育士	5人	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
調理員	1人	献立を作成し、給食及びおやつを調理する。

※ 当事業所では、「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第54号）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
管理者	8:30~17:30
保育士	勤務時間帯 (7:30~16:30) (9:00~18:00) (9:30~18:30)
調理員	8:00~16:00

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を区市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当事業所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を区市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当事業所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

（2）食事の提供

年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前水分補給	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

（1）特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

2025年9月より0~2歳児の第1子保育料の無償化に伴い、当事業所から保護者への保育料の請求は発生いたしません。

（2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

但し（1）に掲げる利用者負担額以外の実費分、別表に掲げる費用を負担していただきます。支払方法については、別途お知らせいたします。

10 利用の開始、終了に関する事項

当事業所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

（1）当事業者は、区が行った利用調整により当事業者の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

（2）当事業所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

ア 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）

イ 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘴託医

当事業所は、以下の医療機関を嘴託医としています。

小児科、アレルギー科、感染症外来、乳幼児健診、予防接種

医療機関の名称	はせがわ こども・ファミリークリニック
---------	---------------------

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 虐待防止のための措置

当事業所は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・窓口担当者 諸田 浩子 ・ご利用時間 7：30～ 18：30 ・電話番号 03-3881-2783 F A X 03-3881-2783 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	電話番号 運営委員（元公立保育園・園長）
足立区	子ども家庭部 幼稚園・地域保育課 地域保育係 電話番号 03-3880-5428

※当事業所では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
建物の耐火構造	耐火建築物		
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。		

16 当事業所におけるその他の留意事項

喫煙	当事業所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
登園・降園時の注意点①	<u>エスカレーターのご利用はお控えください。</u> (お子様の事故やケガに繋がる恐れがあります) エレベーターまたは階段をご利用ください。
登園・降園時の注意点②	ベビーカー置き場を地下にご用意してありますが、管理については各自でお願い致します。(鍵、チェーン、カバー等)
登園・降園時の注意点③	当園保有の駐車スペースはございません。お車でのご来園はご遠慮ください。

※登園・降園時に発生した事案（事故やケガ、盗難、駐禁等）に関して当園では一切責任を負いかねます。

※自転車での送迎の注意。 当園保有の駐輪スペースはございません。

駐輪する場合は、東武ストアの駐輪場をご利用ください。

マンション居住者のスペースへの立ち入りが無いようにお願いします。

当事業所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：ちぐさ保育園カノン千住園

説明者職名：施設長 氏名：諸田 浩子

私は、本書面に基づいてちぐさ保育園カノン千住園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名 :

保護者住所 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
行事費用	親子参加行事のおけるおやつ景品等	1回 500円～1,300円
マスク代	家庭からの持参分が不足した場合	1枚 50円
オムツ代	家庭からの持参分が不足した場合	1枚 50円
散歩用帽子代	散歩時に使用する為	1330円

2 短時間認定児の延長保育料について

短時間認定 8時30分～16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合には 7時30分～8時30分 16時30分～18時30分までの範囲内で時間外保育を提供いたします。延長保育料は 30分/500円となります。当日現金でお支払い願います。

※ 当事業所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。支払い方法は現金徴収となります。